

ミツヒロニュース



11月になり過ごしやすい季節となりました。今、朝活が注目されています。私は朝5時30分には起きるようにしています。

毎朝早起きをするのは大変ですが、朝の時間を有効に活用できますし、ゆっくり散歩をしながら考えをまとめたりするのもおすすめです。

サムライコンサル塾 柳生雄寛先生の柳生語録に「自分自身に勝つためには、早起きが一番効率が良い。毎日のことであるし、勝ち負けがすぐにわかる上に、朝の時間を勉強などに使うとその時間を自己投資にしっかりと活かせる。」と書いてありました。ぜひ、早起きの習慣を身につけてください。

光廣 昌史

今月のトピックス

◇知らないとマズイ！
フリーランス新法

◇無料求人広告でのトラブル

◇年末調整のお知らせ

◇あとがき
「家計簿ははじめます。」



知らないとマズイ！フリーランス新法

令和6年11月より「フリーランス・事業者間取引適正化等法（通称フリーランス新法）」が施行されます。

近年、働き方の多様化が進み、フリーランスという働き方が社会に普及してきた一方で、フリーランスが取引先との関係で、報酬の不払やハラスメントなど様々な問題やトラブルを経験していることが明らかになっています。

個人であるフリーランスと、組織である発注事業者の間における交渉力などの格差、それに伴うフリーランスの取引上の弱い立場に着目し、フリーランスが安心して働ける環境を整備するために制定されたのが、フリーランス・事業者間取引適正化等法です。

多種多様な業界で活躍しているフリーランスとの業務委託取引について、「取引の適正化」と「就業環境の整備」の2つの観点から、発注事業者が守るべき義務と禁止行為を定めています。

内容としては下請法と似通った部分がありますが、より幅広い事業者に影響してくる新法について、解説いたします。

1. 法律の目的

この法律は、フリーランスの方が安心して働ける環境を整備するため、

- ① フリーランスの方と企業などの発注事業者の間の取引の適正化と
- ② フリーランスの方の就業環境の整備を図ることを目的としています。

2. 法律上の定義

（1）対象となる事業者

この法律では、「フリーランス」と「発注事業者」を次のように定義しています。

（次頁へつづく）

フリーランス



【特定受託事業者】※1

業務委託の相手方である事業者であって、次の①、②のいずれかに該当するもの

- ① 個人であって、従業員を使用※2しないもの
- ② 法人であって、一の代表者以外に他の役員がなく、かつ、従業員を使用しないもの

ただし、第14条では、「特定受託業務従事者」（特定受託事業者である①の個人／特定受託事業者である②の法人の代表者）と定義

発注事業者



【特定業務委託事業者】

フリーランスに業務委託をする事業者であって、次の①、②のいずれかに該当するもの

- ① 個人であって、従業員を使用するもの
- ② 法人であって、役員がいる、または従業員を使用するもの

【業務委託事業者】

フリーランスに業務委託をする事業者

ここがPoint /

フリーランスも含まれます

- ※1 特定の事業者との関係で従業員として雇用されている個人が、副業で行う事業について、事業者として他の事業者から業務委託を受けている場合には、この法律における「特定受託事業者」に該当します。
- ※2 従業員を使用とは、1週間の所定労働時間が20時間以上かつ31日以上の雇用が見込まれる労働者を雇用することです。労働者派遣の派遣先として、上記基準に該当する派遣労働者を受け入れる場合も該当します。なお、事業に同居親族のみを使用している場合は該当しません。

対象となる取引



事業者

業務を委託



フリーランス

事業者からフリーランスへの委託
つまり、「B to B」が対象

※フリーランスからフリーランスへの業務委託も対象となります。
※消費者との取引は対象外です。

対象とならない取引



消費者・事業者
(不特定多数)



委託ではなく売買



フリーランス

取引の相手方に事業者も含まれますが、**業務委託ではなく、単なる商品の販売行為であるため対象外**

ここがPoint /

形式的には業務委託契約を締結している者であっても、**実質的に労働基準法上の労働者と判断される場合には、労働基準関係法令が適用され、本法は適用されません。**

(2) 対象となる取引内容

この法律の対象となる「業務委託」とは、事業者がその事業のために他の事業者へ、給付に係る仕様、内容等を指定して、物品の製造、情報成果物の作成または役務の提供を委託することをいいます。

ここがPoint /

本法の適用対象には、業種・業界の限定はありません。
発注事業者からフリーランスへ委託する全ての業務が対象となります。

① 物品の製造・加工委託

規格、品質、デザインなどを指定して、物品の製造や加工などを委託することをいいます。

- ・「物品」とは動産のことを意味し、不動産は対象に含まれません
- ・「製造」とは、原材料に一定の工作を加えて新たな物品を作り出すこと
- ・「加工」とは、原材料に一定の工作を加えて価値を付加すること



② 情報成果物の作成委託

ソフトウェア、映像コンテンツ、デザインなどの作成を委託することをいいます。

「情報成果物」は、具体的には次のものがあります。

- ・ゲームソフト、顧客管理システムなどのプログラム
- ・テレビ番組、映画、アニメーションなど映像や音声などから構成されるもの
- ・設計図、各種デザイン、漫画など文字、図形、記号などから構成されるもの



③ 役務の提供委託

運送、コンサルタント、営業、演奏、セラピーなど役務の提供を委託することをいいます。この「役務」には物品を修理することもあります。



3. 対象者と規制内容 ←業種・業界、資本金の大小を問わない

発注事業者が満たす要件に応じて規制内容（レベル1～レベル4）が異なります。

発注事業者		義務項目
レベル1	フリーランスに業務委託をする事業者（従業員なし）	①書面等による取引条件の明示
レベル2	フリーランスに業務委託をする事業者（従業員あり）	①に加えて ②期日における報酬支払（60日以内） ③募集情報の的確表示 ④ハラスメント対策に係る体制整備
レベル3	フリーランスに業務委託をする事業者（従業員あり） 一定期間以上行う業務委託（1か月以上）	①～④に加えて ⑤禁止行為 7項目 ●受領拒否 ●報酬の減額 ●返品 ●買ったとき ●購入、利用強制 ●不当な経済上の利益の提供要請 ●不当な給付内容の変更、やり直し
レベル4	フリーランスに業務委託をする事業者（従業員あり） 一定期間以上行う業務委託（6か月以上）	①～⑤に加えて ⑥育児介護等と業務の両立に対する配慮 ⑦中途解約等の事前予告・理由開示

4. 違反があった場合

所管省庁（公正取引委員会、中小企業庁、厚生労働省）へ違反の事実を申し出ることができます。

⇒所管省庁が調査、指導・助言、勧告、命令・公表を行います。（命令違反の場合、50万円以下の罰金）

無料求人広告でのトラブル

1. 問題の背景

多くの企業が悩む慢性的な人手不足に付け込んだトラブルを耳にするようになりました。無料で求人広告の掲載を持ち掛け契約をさせ、後から高額な請求書が送られてくるといったトラブルが発生していて、日本弁護士連合会でも注意喚起のサイトを設けています。

巧妙に有料であることを隠しながら勧誘から契約まで行われ、後日になって高額請求のトラブルに巻き込まれたことがわかるケースが多く、このようなトラブルに巻き込まれないための自衛が必要です。また、万が一トラブルに巻き込まれてしまった場合の対抗手段を知っておくことも必要です。

2. このような契約書には注意しましょう

実際にあったトラブルの例を参考に、次のような記載がある契約書には注意が必要と言われます。「1 枚の申込書に無料プランと有料プランがまとめて記載されている」「無料から有料への移行時に案内はしない旨の記載がある」「申込書の下部などに他の文字より小さい文字での注意書きや利用規約が記載されている」「連絡方法がFAXやメールに限られている（電話での対応はしない）ことが記載されている」などです。

3. 対抗手段を考える

このような業者からの請求に対して、請求に応じないための対抗手段には、次のような法律を使うことが考えられます。

①「有料での契約の意思表示はしていない」として、そもそもの契約が不成立であることを求める②「騙されて締結した契約である」として、詐欺での取消（民法 96 条 1 項）を求める③「すべてが無料と勘違いをして締結した契約である」として、錯誤取消（民法 95 条 1 項）を求める④「契約内容が一般常識から乖離している」として、公序良俗違反（民法 90 条）を求める⑤契約が「利用規約形式」の場合には、みなし合意解除規定（民法 548 条の 2）を用いて、そもそもの契約が成立していないことを主張することも考えられます。

4. 慌てずに対応しましょう

実際に督促状が届いたり、こちらからの問い合わせに反論をされたりすると、慌てて支払いに応じてしまうケースもあります。「おかしい」と感じたら、落ち着いて考え必要に応じて専門家に相談しましょう。

参考文献： ■厚生労働省 ■公正取引委員会 ■TAX NEWS ■ゆりかご倶楽部

11月 年末調整のお知らせ

年末調整の計算は 12 月に行いますが、早めに準備に取りかかっていると、年末に慌てることがないでしょう。今月には税務署から書類等が送付されますので、年末調整の対象となる人には各種書類を配布し、必要書類の準備や記入、提出を行ってもらい、年末に慌てることの無いよう早めに準備に取りかかりましょう。

あしがき 和田です。まだ始められてはいないのですが家計簿をつけようかと思っています。物欲があまりなく、基本的に支出が収入を上回ることがないので、入社当初から給与明細もろくに見ていませんし、仮に給与が数カ月振り込まれていなくても気付かないだろうと思うくらい自分のお金には無頓着です。これではいけないと思い直し、誕生日までを会計期間と仮定して複式簿記で家計簿をつけてみようかと思っています。やるからには徹底的にしたいので、「給与収入」や iDeCo や NISA の「投資利益」などのオリジナルの科目を作ったり、前期比較、予算管理などを行っていけたらと思っています。



【発行】 株式会社オフィスミツヒロ / 光廣税務会計事務所

代表取締役・税理士 光廣 昌史

〒730-0801 広島市中区寺町 5 番 20 号

Tel 082-294-5000 & Fax 082-294-5007

URL <https://www.office-m.co.jp/>



弊社のHPは
こちらから！

